

●香川県告示第68号

平成26年香川県告示第144号（香川県計量検定所の検査用具の貸付料等）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月27日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区 分	単 位	金額	区 分	単 位	金額
1 基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）第83条の標識が付された基準分銅			1 基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）第83条の標識が付された基準分銅		
（1） 特級基準分銅			（1） 特級基準分銅		
10キログラム以下の組分銅	1日につき1組 当たり	<u>7,100円</u>	10キログラム以下の組分銅	1日につき1組 当たり	<u>6,900円</u>
20キログラム25個の組分銅	1日につき1組 当たり	<u>16,000円</u>	20キログラム25個の組分銅	1日につき1組 当たり	<u>13,600円</u>
（2） 1級基準分銅			（2） 1級基準分銅		
5キログラム以下の組分銅	1日につき1組 当たり	<u>2,400円</u>	5キログラム以下の組分銅	1日につき1組 当たり	<u>2,300円</u>
（3） 1級基準分銅又はこれと同等の性能（公差が対象となる級の公差以下であって、より高精度な級の公差より大きいものをいう。）の分銅			（3） 1級基準分銅又はこれと同等の性能（公差が対象となる級の公差以下であって、より高精度な級の公差より大きいものをいう。）の分銅		
10キログラム分銅	1日につき1個 当たり	<u>410円</u>	10キログラム分銅	1日につき1個 当たり	<u>390円</u>
20キログラム分銅	1日につき1個 当たり	<u>280円</u>	20キログラム分銅	1日につき1個 当たり	<u>260円</u>
500キログラム分銅	1日につき1個 当たり	<u>5,900円</u>	500キログラム分銅	1日につき1個 当たり	<u>5,400円</u>
（4） 2級基準分銅			（4） 2級基準分銅		
5キログラム以下の組分銅	1日につき1組 当たり	<u>1,900円</u>	5キログラム以下の組分銅	1日につき1組 当たり	<u>1,800円</u>
略			略		

2 電子天びん (20キログラム2級基準分銅の校正用のもの)	1日につき1個 当たり	<u>1,700円</u>
3 質量比較器 (1,000キログラム2級基準分銅の校正用のもの)	1日につき1個 当たり	<u>11,400円</u>
4 燃料油メーター用基準タンク		
(1) 20リットル以下の検査用具一式	1日につき1組 当たり	<u>2,200円</u>
(2) 20リットルを超えるものの検査用具一式	1日につき1組 当たり	<u>4,900円</u>
5 液化石油ガスメーター検査用具一式	1日につき1組 当たり	<u>3,500円</u>

2 電子天びん (20キログラム2級基準分銅の校正用のもの)	1日につき1個 当たり	<u>1,660円</u>
3 質量比較器 (1,000キログラム2級基準分銅の校正用のもの)	1日につき1個 当たり	<u>8,100円</u>
4 燃料油メーター用基準タンク		
(1) 20リットル以下の検査用具一式	1日につき1組 当たり	<u>2,100円</u>
(2) 20リットルを超えるものの検査用具一式	1日につき1組 当たり	<u>4,600円</u>
5 液化石油ガスメーター検査用具一式	1日につき1組 当たり	<u>3,300円</u>
<u>6 体温計検査用具一式</u>	<u>1日につき1組 当たり</u>	<u>1,740円</u>
<u>7 血圧計検査用具一式</u>	<u>1日につき1組 当たり</u>	<u>2,800円</u>